

下水道事業受益者負担金の徴収猶予
における時効等の調査報告について

令和4年6月21日

蒲郡市上下水道部下水道課

目次

第1 下水道事業受益者負担金制度について

第2 下水道事業受益者負担金の徴収猶予における時効等について

第3 再発防止策について

第1 下水道事業受益者負担金制度について

1 受益者負担金制度の概要

公共事業は、通常、その受益が広く一般の住民に及ぶため、その財源は主に税金等によっています。しかし、事業によっては、特定の者に対してのみ著しい利益が生じる場合があり、そのようなときには、当該利益を受ける者に事業費の一部を負担していただいています。

受益者負担金制度も同様であり、公共下水道が整備されることによって、衛生的な環境になるなどの利益を受ける方(以下、「受益者」といいます。)に整備事業費の一部を負担してもらうものです。

(1) 受益者負担金(以下、「負担金」といいます。)は、原則、公共下水道を整備する区域内の土地の所有者(使用借主や賃借人でも可)が負担することになります。

(2) 負担金は、都市計画法第75条の規定が根拠となります。

なお、公共下水道事業で、都市計画事業に該当しない場合は、地方自治法第224条の規定に基づき、受益者分担金として負担することになります。

○都市計画法

(受益者負担金)

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

○地方自治法

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

負担金に関する具体的な内容は、各自治体の条例によって定められています。蒲郡市においても、「東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年7月1日）（以下、「条例」といいます。）」が制定されており、具体的な内容が定められています。

負担金については、下水道事業により築造される公共下水道の排水区域を「排水区域」とし、土地の状況に応じて排水区域を区分して公告した負担区について、排水区域内の土地の所有者を「受益者」として、区域内の所有面積に応じて賦課を行っています。

負担金の額は、負担区（負担金の額を算定する単位となる区域のことをいい、公共下水道の整備計画に基づいて定められます。）ごとに決定する単位負担金額に、受益者が権利を有する土地の面積を乗じて算出されます。

蒲郡市における負担区と単位負担金額

負担区の名称	単位負担金額
蒲郡	250 円
三谷・犬飼	300 円
拾石・水竹・江畑	350 円
形原第1・豊岡第1・大塚第1	370 円
三谷温泉	410 円
形原第2・蒲郡中部・大塚第2	380 円
西浦	380 円
豊岡第2・平田・清田・竹谷東・竹谷西 鹿島・金平・形原第3・西浦西	430 円

2 徴収猶予の概要

(1) 徴収猶予について

負担金は、土地の現況によって下水道管が布設される時点においては利益を受けられない場合があり、また様々な理由で負担金を徴収することが適当ではない場合もあるため、条例や規程により負担金の徴収猶予が規定されています。

受益地が農地や山林など、直ちに下水道を使用する利益が受けられない受益者に対し、条例第7条の規定により、負担金の徴収を猶予することができる制度を設けています。

徴収猶予の基準は、「東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する規程（以下、「規程」といいます。）」第10条により、別表第2に規定されています。

なお、この別表第2については、平成24年6月13日の規程改正から定められています。

別表第2（第10条関係）

条例第7条各号の区分	徴収猶予の対象事項	徴収猶予期間	備考
第1号	受益者が負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に農地として所有し、又は地上権を有し、かつ、農耕の用に供している土地	5年以内。ただし、継続して農耕の用に供する限り徴収猶予期間の更新をすることができる。	農耕の用に供する意思のなくなった土地又は住宅用地等への地目変更をする場合については、徴収の猶予を取り消すものとする。
	現に山林として所有し、又は地上権を有する土地	5年以内。ただし、継続して山林の用に供する限り徴収猶予期間の更新をすることができる。	当該土地の樹木等を伐採し、住宅用地等への地目変更をする場合については、徴収の猶予を取り消すものとする。
	特定環境保全公共下水道区域内で、現に農地、山林、原野、池沼その他これに準ずる土地として所有し、又は地上権を有する土地	住宅用地等として使用し、又は使用できると認められるまでの期間	
	市税の減免を受けている者が所有し、又は地上権を有する土地	市税の減免を受けている期間	
	その他市長において必要であると認められる土地	その都度市長が定める。	
第2号	受益者が災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。	その都度市長が定める。	

(2) 申請書について

負担金の徴収猶予は、規程第10条第2項の規定により、受益者からの申請書の提出が必要となります。

申請書の提出があったときには、別表第2の基準により、徴収猶予の対象理由や現況などを審査し、規定されている徴収猶予期間で負担金の徴収猶予を決定しています。

徴収猶予期間が満了する際には、受益地の現況が徴収猶予を決定したときと変わりが無いなど、引き続き徴収猶予の対象理由が継続する場合には、受益者が再度、申請書を提出すれば、再度審査した上で、改めて規定されている徴収猶予期間で徴収猶予を決定しています。

(3) 徴収猶予の理由が消滅したときの届出について

負担金の徴収猶予中に、農地を宅地にするなどして徴収猶予の理由が消滅した場合には、規程第11条第1項の規定により、受益者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないことになっています。

届出があった場合は、徴収猶予を取り消し、受益者から負担金を徴収します。

○東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する条例

(負担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

○東三河都市計画蒲郡下水道事業受益者負担に関する規程

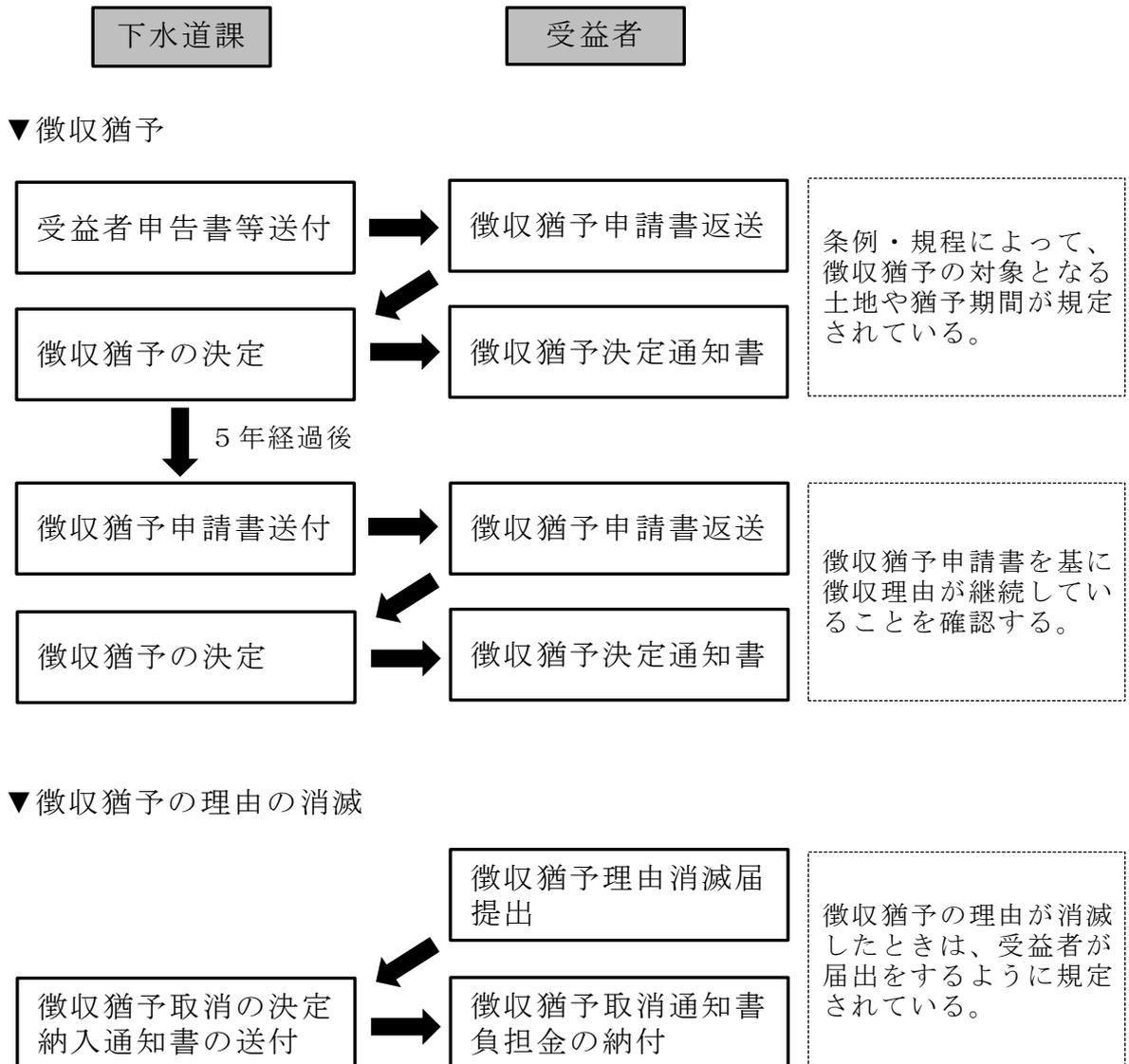
(受益者負担金の徴収猶予)

第10条 条例第7条の規定により受益者負担金の徴収を猶予する基準は、別表第2に定めるところによる。

- 2 条例第7条の規定により受益者負担金の全部又は一部の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、適否を決定して下水道事業受益者負担金徴収猶予／承認／不承認／決定通知書(第8号様式)により当該申請者に通知する。

3 現在の負担金の徴収猶予事務の流れ



第2 下水道事業受益者負担金の徴収猶予における時効等について

1 消滅時効の概要

受益者負担金を徴収する権利を5年間行使しないときは、受益者の時効の援用がなくとも、その権利は消滅します。(都市計画法第75条第7項、地方自治法第236条第1項、第2項)

《都市計画法の改正（令和2年4月1日）》

新	旧
7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、 <u>これらを行使することができるときから五年間行なわないときは、時効により消滅する。</u>	7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわないときは、時効により消滅する。

2 負担金の管理

負担金の管理は、下水道課内に設置されている下水道受益者負担金システム（以下、「負担金システム」といいます。）により行われています。同システムは、平成27年1月に導入されていますが、導入以前の負担金の情報については、データ移行がされておらず、紙台帳で管理されています。

3 調査開始のきっかけ

近隣市の負担金の徴収猶予に係る不適切な事務処理の公表を受け、令和3年4月から、蒲郡市下水道事業においても、負担金の徴収猶予について調査を開始しました。

4 調査・検証

(1) 調査・検証の方法

これまでに徴収猶予の決定を行った受益地数は、4,495筆（令和4年5月末現在）に上り、徴収猶予として長期にわたって管理されている受益地が多数存在していました。

4,495筆ある徴収猶予の受益地について、紙台帳、徴収猶予取消通知書、徴収簿台帳等により現況等を確認した他、過去の担当職員に対するヒアリング、下水道課内に保存されている文書等の確認を行うとともに、負担金システム及び地図情報システム（GIS）のデータ照合等を行いました。

(2) 調査・検証の結果

調査対象となった受益地の多くが紙台帳で管理されていたため、調査が難航し、公表までに時間を要することとなりました。

調査・検証の結果、徴収猶予の理由が消滅して負担金を徴収した受益地を除いた徴収猶予地のうち、時効が成立し負担金の徴収ができなくなった受益地は、総数が323筆、総額は23,413,760円でした。

なお、時効成立後に納付された負担金は、28筆、2,162,140円が判明しました。不利益を補填し、下水道事業に対する信頼の確保を図ることを目的として、『蒲郡市下水道事業受益者負担金過誤納金等返還金支払要綱』を制定し、返還いたします。

詳細は、次のとおりです。

賦課対象区域名	公告日	時効筆数	時効金額
蒲郡	S46.03.20	98	4,811,370 円
犬飼	S57.02.01	78	5,396,780 円
三谷	S57.02.01	0	0 円
拾石	H01.10.23	7	751,480 円
水竹	H01.10.23	7	320,280 円
江畑	H01.10.23	4	159,930 円
大塚第 1	H04.07.13	1	132,460 円
大塚第 1 - 1	H04.07.13	0	0 円
豊岡第 1	H04.07.13	6	654,060 円
形原第 1	H04.07.13	5	381,560 円
形原第 1 - 1	H04.07.13	13	1,613,160 円
三谷温泉	H05.12.14	10	1,457,780 円
大塚第 2	H10.10.19	0	0 円
大塚第 2 - 1	H10.10.19	7	280,040 円
大塚第 2 - 2	H10.10.19	0	0 円
大塚第 2 - 3	H10.10.19	0	0 円
蒲郡中部	H10.10.19	82	6,950,610 円
形原第 2	H10.10.19	2	191,790 円
形原第 2 - 1	H10.10.19	0	0 円
形原第 2 - 2	H10.10.19	0	0 円
西浦第 1	H20.10.09	0	0 円
西浦第 2	H20.10.09	3	312,460 円
西浦第 3	H20.10.09	0	0 円
豊岡第 2・平田・清田	H31.03.29	0	0 円
竹谷西第 1・鹿島第 1	R01.11.07	0	0 円
合計		323	23,413,760 円

5 発生要因

(1) 条例や規程の認識誤りによる徴収猶予地の不適切な管理

ア 条例や規程に基づかない事務処理

徴収猶予期間が満了した場合には、受益者から徴収猶予申請書を提出してもらい、再度の徴収猶予期間の更新を行うべきでありましたが、徴収猶予期間の満了を把握できず、徴収猶予期間満了日の翌日から消滅時効が進行したため、5年の消滅時効が完成し、負担金を徴収することができなくなった事案がありました。

イ 徴収猶予地の不適切な管理

平成24年6月13日の規則改正により、徴収猶予の基準が別表として定められましたが、担当者が条文を十分に理解せず、徴収猶予地について、徴収猶予の対象事項や徴収猶予期間が明確にされず、徴収猶予の決定が行われていました。

(2) 業務マニュアル等の不整備と文書管理の不備

ア 業務マニュアル等の不整備

徴収猶予の事務において、徴収猶予の対象事項や徴収猶予期間などの情報も一元的に整理されなかったことで、引継ぎも十分にされておらず、結果として時効により負担金が徴収できなくなった事案もありました。また、徴収猶予地の現況確認などの引継ぎも不十分で、現況調査がされずに、下水道への接続による徴収猶予の理由が消滅したことが把握できない事案もありました。

イ 文書管理の不備

平成9年2月以前の徴収猶予の取消に関する事務手続の書類については、所在不明となっていることが判明しました。紙台帳は保管されており、徴収猶予の取消に関する記載も残っておりましたので、今回の調査は、紙台帳に記載された情報を基に行いました。

また、賦課決定に関する文書についても、所在不明となっている年度がありましたので、当時どのような判断で、どのような事務処理が行われたのかについて、把握できない事案が多くありました。

(3) 徴収猶予の理由消滅の把握不足と他部署との連携不足

ア 徴収猶予の理由が消滅したときの把握不足

新たに下水道に接続する場合には、『公共汚水ます設置申出書』が提出されますが、担当間の供覧等の連携が不足しており、徴収猶予の理由が消滅したことが把握できない事案がありました。

イ 他部署との連携不足

登記情報や固定資産税の土地情報など、他部署の情報の確認不足により、徴収猶予の理由が消滅したことが把握できない事案がありました。

(4) システム管理の不備

ア 負担金システム導入時のデータ移行不足

平成27年1月に負担金システムが導入されましたが、導入以前の負担金の情報については、データ移行がされておらず、紙台帳のまま管理されていました。また、徴収簿台帳についても、導入以前のものについてはデータ移行がされておらず、紙台帳のまま管理されていました。

イ 地図情報システム（GIS）へのデータ移行不足

受益地の情報は、平成29年から地図情報システム（GIS）で管理されていますが、導入以前に紙で管理していた地図情報が完全には移行されておらず、情報が統一されていませんでした。

(5) 運用手順の不備

負担金の徴収事務の運用手順としては、負担金の賦課において、賦課決定（徴収猶予を含む）を行ってから下水道整備工事に着手し、工事完了後に供用開始の告示を行っていたため、下水道への接続が困難な土地までも賦課対象区域としており、下水道への接続が困難な受益地については、徴収猶予で対応していました。そのため、徴収猶予地が数多く生じることになり、事務が煩雑化し、徴収猶予地の現況把握も困難になっています。

第3 再発防止策について

負担金の徴収猶予の事務を適切に行うため、次に掲げる再発防止策を行います。

(1) 適切に業務が執行できるような条例や規程の見直し

負担金の賦課徴収に関する事務の適正化を図るため、適切に事務が執行できるよう、徴収猶予の対象事項や徴収猶予期間及び手順等について、条例や規程等を再確認し、見直しを行うとともに、必要な改正を行います。

(2) 業務マニュアル等の整備と文書管理の徹底

業務マニュアルの整備や引継事項の文書化を行い、後任者へ適切に引継ぎできるようにするとともに、職員間の情報の共有化を図ります。また、徴収猶予に関する管理台帳を作成し、情報を一元化して管理できるように改めます。

文書管理の面では、文書取扱規程に従い、賦課徴収事務において作成又は取得した文書について、適切な保存及び管理を徹底します。さらに、毎年度、異動等により事務の引継ぎが生じた場合、担当職員に対して、徴収猶予の対象事項や徴収猶予期間等について、事務引継書などにより必要な知識等について確実に引き継げるようにします。

(3) 係間の連携による体制の見直しと他部署との連携

下水道への接続のための『公共汚水ます設置申出書』が提出された場合には、関係する担当間で供覧等を行うなど連携を徹底します。

また、税務課の土地担当や農業委員会事務局から徴収猶予地に関する情報提供を受けられるよう、情報連携ができる仕組みをつくることで、徴収猶予中の受益地に変化があったことを速やかに把握できるようにします。

(4) システムの見直し

現在使用している負担金システムは、データ移行やデータ連携が不十分であるため、事務の効率化を図るために、地図情報システム(GIS)を含めて、新たな電算システムについて研究します。

(5) 運用手順の見直し

これまでの負担金の徴収事務の運用手順は、下水道整備工事前に賦課決定(徴収猶予を含む。)を行ってから工事に着手し、工事完了後に供用開始の告示を行っていたため、下水道への接続が困難な受益地については、徴収猶予で対応していました。そのため、徴収猶予地が数多く生じることとなり、事務が煩雑化し、徴収猶予地の現況把握も困難になっていました。

運用手順については、令和3年度から、下水道整備工事が完了し、供用開始の告示を行ってから賦課決定を行うように改めています。また、供用開始の告示を行う際には、供用開始の区域についても精査し、将来にわたって下水道への接続が困難な土地については、供用開始の区域に含めないようにするよう改めます。

以上